

UBC情報

発行： 2021年3月1日

No. 249

Selected Clients & Professionals Relationship



～河野会計事務所からのお知らせ～

確定申告の期限は4月15日（木）まで延長されています。

これに伴い、振替納税をご利用されている方の振替日は以下の通りとなります。

申告所得税	5月31日（月）
個人事業者の消費税	5月24日（月）

トピックス

医療費控除に関する注意点等



医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、超えた金額（最高200万円）を所得控除できます。

◆医療費控除の対象となる医療費は

対象となる医療費は、医師等による診療・治療の費用や、医薬品の購入費などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外です。

◎通院費用……電車等の交通機関を利用した場合は対象ですが、自家用車のガソリン代等は対象外です。

◎入院費用……部屋代や食事代は対象ですが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用や、本人の都合で個室にした場合の差額ベッド代は対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外です。ただし、健診等で疾病が発見され治療する場合は対象になります。

◎PCR検査の費用……自己の判断により検査を受けた場合は対象外です。ただし、検査結果が陽性であり治療を行った場合は、対象となります。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用は関係なく治療目的であれば原則、対象となります。

◆医療費控除を受ける際の注意点

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

◎保険金などの補填金がある場合……補填の対象である医療費を限度に差し引き、医療費を超える場合でも他の医療費から差し引く必要はありません。

◎医療費通知を添付する場合……健保組合等が発行する医療費通知を添付する場合は、明細書の記入を省略できますが、通知に記載のない期間の医療費や、通院費、保険適用外の医療費などは記入が必要です。

※毎年1～2月に協会けんぽから事業主を通じて送付される「医療費のお知らせ」は、主に、前々年10月診療分～前年9月診療分までのものです。10月分以降は医療機関等の領収書をもとに医療費控除の明細書を記入します。



☆「事業再構築補助金」は今月開始予定☆

令和2年度第3次補正予算の成立により、新型コロナウイルスの影響が長期化している中で、中堅・中小企業等が新分野展開や業態転換、事業・業種転換などの事業再構築を支援する「事業再構築補助金」が実施されます（予算額1兆1,485億円）。

本事業は、直近6ヵ月間のうち、任意の3ヵ月の合計売上高がコロナ以前と比較して10%以上減少した中堅・中小企業等が、指針に沿った事業計画を認定支援機関や金融機関と策定して事業再構築に取り組む場合が対象となり、補助額は中小企業の通常枠で最大6千万円（補助率2/3）です。

なお、公募開始は3月からとなる見込みで、電子申請システムでの申請受付が予定されています。

（GビズIDプライムの発行に2~3週間かかります。IDは事前に取得することができます。）

☆協会けんぽの令和3年度保険料率を確認☆

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、46支部で改定（引上げ20道府県、引下げ26都県）され、据え置きは1支部です。

また、40歳~64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.80%（現行1.79%）に引上げとなります。

山口県は10.22%（現行10.20%）に引き上げとなります。また介護保険第2号被保険者は、12.02%（10.22%+介護保険料率1.80%）となります。



☆一定の財産を保有する方は調書を提出☆

確定申告期限が4月15日まで延長されたことに伴い、国外財産調書や財産債務調書の提出期限も4月15日まで延長されています。

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額などを記載した国外財産調書を、所轄税務署長に提出する必要があります（正当な理由なく期限内に提出がない又は虚偽記載の場合は罰則があります）。

また、所得税等の確定申告書の提出が必要な方で、所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、昨年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産債務調書を提出する必要があります。

☆雇用調整助成金特例措置の今後の取扱い☆

雇用調整助成金の特例措置は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置（日額上限1万5千円、中小企業や一定の大企業の助成率を最大10/10）を継続することになっており、現時点では4月末まで継続される予定です。

その後は、雇用情勢が大きく悪化しない限り段階的に縮減され、宣言解除月の翌々月から2ヵ月間（現時点では5~6月）における原則的な措置は、助成額の日額上限を1人あたり13,500円、中小企業の助成率を最大9/10などに縮減するとともに、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業に対する特例（上限1万5千円、最大10/10）が設けられます。

編集後記 緊急事態宣言により本年も確定申告期限は全国で延長されていますが、事務所は感染対策を行いつつ、慌たしい日々が続いています。1日も早く、お客様と安心してお会いできる日がくることを願うばかりです。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 249
発行：2021年
3月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



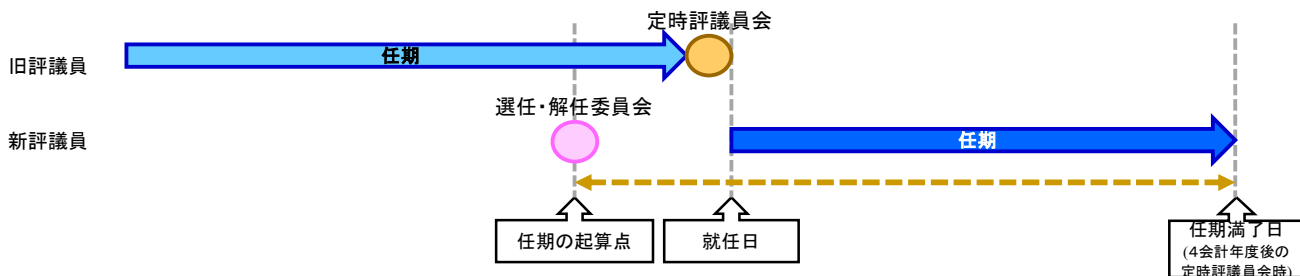
発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会
（一社）全国地域医業研究会

社会福祉法人

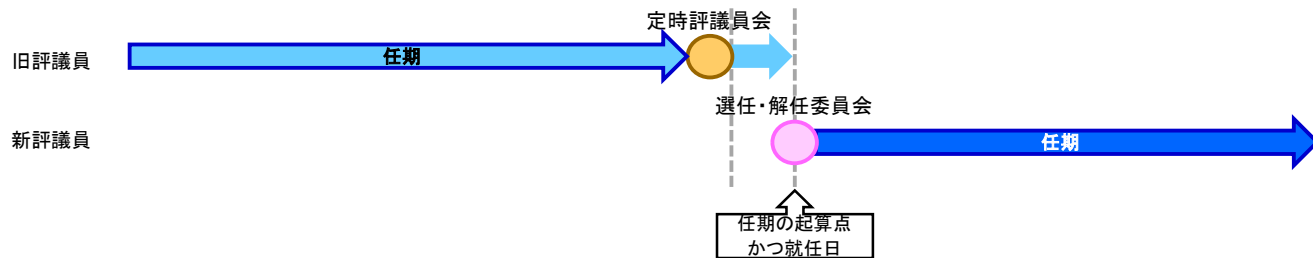
評議員の改選と選任・解任委員会の開催時期について
～厚生労働省から事務連絡が発出されました～

◆評議員の任期について、社会福祉法(以下「法」と言います。)第41条には「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とありますが、平成28年の法改正時の附則で、同法施行日(2017年4月1日)以後4年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会の終結までとされました。したがって、多くの社会福祉法人で本年6月の定時評議員会が評議員の任期満了日となっており、評議員の一斉改選が行われることとなります。このため、1月27日付で厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から「評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について」という事務連絡が発出されました。評議員の選任は、定款例では評議員選任・解任委員会(以下「選任委員会」と言います。)が行うと規定されており、また法人と評議員の委任関係は評議員の就任承諾により開始するため、事務連絡では、定時評議員会と同日のうちに選任委員会を開催して新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で就任承諾を行うことを基本的な考え方としています。ただし同日開催が困難な場合を想定し、選任委員会を定時評議員会より前の日に開催する場合と後の日に開催する場合の留意事項を示しています(下図参照)。

【定時評議員会よりも「前」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ】



【定時評議員会よりも「後」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ】



上記の法第41条の規定から、仮に3月中に選任委員会を開催すると、令和7年3月以前に任期が切れ、令和5年度に係る定時評議員会の終結までとなります。逆に定時評議員会よりも後の日の選任委員会の開催や就任承諾となっても、法第42条により、評議員の員数が欠けても、前評議員は、新評議員が就任するまでは評議員としての権利義務を有することから、直ちに問題とはなりません。しかし旧評議員に法人運営に係る責任を負わせることは適当ではないので、速やかに選任委員会を開催して新評議員が就任するべきです。

なお選任委員会の開催の前に、委員の任期や資格を確認しておくことが重要です。(総合福祉研究会)

保育所

保育所の令和元年度決算はやや改善 ～WAMが保育所等の経営分析参考指標を公表～

◆独立行政法人福祉医療機構(WAM)は1月21日、保育所及び認定こども園の2019年度の経営分析参考指標の概要を公表しました。先月号で社会福祉法人についてご紹介しましたが、WAMでは貸付先の債権管理の一環として、主な施設についても調査分析しています。

保育所の利用率は、前年度より1.5ポイント低下し99.7%となっています。また、児童1人1月当たりサービス活動収益は前年度より3,370円増の117,781円でした。

従事者1人当たり人件費は前年度より50千円増の4,111千円となったものの、サービス活動収益の増加により、サービス活動収益対人件費率は前年度より0.2ポイント低下して73.2%となりました。地代家賃や業務委託費の率の上昇により経費の割合は0.1ポイント上昇しましたが、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度より0.1ポイント上昇して4.9%となりました。赤字施設の割合もやや低下しました。

◆認定こども園についてみると、幼保連携型(1,247施設)では、児童1人1月当たりサービス活動収益が前年度より2,589円増の108,681円となりました。従事者1人当たり人件費が前年度から45千円増の3,982千円となったこと等からサービス活動収益対人件費率が前年度より0.5ポイント上昇し、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度より0.5ポイント低下して8.4%となっています。

保育所型認定こども園(136施設)では、利用率が前年度から1.5ポイント低下し98.9%となり、またサービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度より0.4ポイント低下して8.3%となりました。(総合福祉研究会)



介護

コロナの収益減、感染多数地域は46.2% ～介護労働安定センターが実態調査の中間報告～

◆公益財団法人介護労働安定センター(以下「安定センター」と言います)は2月8日、「新型コロナウイルス感染症禍における介護事業所の実態調査」の中間報告を公表しました。この調査は、介護事業所における労働・就業実態等を明らかにし、労働環境改善とより良い介護サービス提供の基礎資料とするため、安定センターが毎年行っているものですが、本年度は新型コロナウイルス感染症に着目して行われています。

調査は20年12月7日～21年1月6日にかけて郵送とオンライン併用で実施、感染多数地域の5都道府県(北海道、東京、愛知、大阪、福岡)と感染少数地域の2県(岩手、島根)の2,160事業所に調査票を配布し、1,240事業所から有効回答を得ました(回収率57.4%)。

事業所や関係者に感染した方や疑いのある方について、感染多数地域では41.8%が「いた」と答えましたが感染少数地域では13.9%にとどまっています。

事業収益が前年度に比べて減少したのは、感染多数地域が46.2%、感染少数地域が26.9%で、「横ばい」は感染多数地域よりも感染少数地域のほうが15.1ポイント高いなど、感染多数地域の方が減少した事業所の割合が大きいという結果が出ています。

利用者宅への訪問を電話等に切り替える代替対応は感染少数地域より感染多数地域が14.3ポイント高く、集団で実施するイベントなどの中止は感染少数地域が感染多数地域を6.1ポイント上回りました。

収益に影響があった要因(複数回答可)では、「マスクや消毒液等、資材の高騰による経費圧迫」が最も高く、また運営面で特に苦労した点では「シフト調整」と「他事業所との連携」が上位にあげられました。(総合福祉研究会)